

伝統産業学生就職促進応援事業費補助金募集案内

京都府では伝統産業への就職に対する学生等の職業観の醸成を図るため、中長期有償インターンシップを実施する伝統産業事業者に対し、受入れ学生等に支払う賃金等について、伝統産業学生就職促進応援事業費補助金交付要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付します。

1 補助対象事業

学生等※1を対象とした府内伝統産業事業者が実施する中長期（雇用期間1ヶ月以上、従事日数11日以上）の有償インターンシップ※2

※1 学生等

府内で就学している大学生、短期大学生、大学院生、高等専門学校生、専門学校生及び高校生ただし、卒業年次生については、中小企業等からの内定を有していない者に限る

※2 中長期有償インターンシップ

京もの指定工芸品等の伝統産業に係る以下の事業であること

- ア 製造（制作体験・技術継承）
- イ 新商品開発（デザイン、マーケティング等）
- ウ 販路開拓（経営、営業等）

2 補助対象者

京都府内に主たる事業所を有し、以下の要件を全て満たす伝統産業事業者

- ・府内で京もの指定工芸品又は京もの技術活用品、若しくは、京都市が指定する伝統産業製品等（食品を除く）の製造又は卸売をする中小企業者又は個人事業主
- ・府税の滞納がないこと

※以下に該当する伝統産業事業者については**対象外**となります

- ・雇入れた学生等が、事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族（配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族をいう。）である者
- ・申請日前1年以内に事業主の都合で従業員を解雇している者
- ・同一の学生等の受入に係り、他の助成制度の適用を受けている者 など

3 補助対象経費、補助上限額等

補助対象経費：学生等に支払われる賃金及び通勤手当

補助率：10/10

補助上限額：学生等一人あたり8万円

※補助金の額の確定後の精算払いとします。

4 補助対象期間等

事業実施期間：交付決定日～令和4年12月31日

実績報告書提出：補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日まで

5 募集期間

募集期間：令和4年7月19日（火）～随時

※最終受付予定日：令和4年11月10日（水）

※交付申請額が予算額に達した際は最終受付予定日前であっても募集を終了します。

(1) 申請書類等

① 交付申請時

	提出書類
作成書類	① 交付申請書 (第1号様式)
	② 事業実施計画書 (第1号様式 別紙1)
	③ 申告書 (第1号様式 別紙2)
	④ 事業収支予算書 (第1号様式 別紙3)
	⑤ 事前着手届 ※該当する場合のみ
	⑥ 口座振替依頼書
添付資料	⑦ 納税証明書 (京都府税に滞納がないことの証明書。発行後3ヶ月以内のもの。写し可)
	⑧ 直近1期分の決算書 (賃貸借対照表、損益計算書)
	※ 個人事業主の場合は、直近1期分の確定申告

※⑧について、法人設立一期目で申告期限未到来の法人に限り、法人設立届 (写) 又は商業登記簿謄本 (発行から3ヶ月以内のもの) で代用可。また、個人事業主の開業一期目で申告期限未到来の場合は、開業届 (写) で代用可。

② 事業変更及び中止時

	提出書類
作成書類	事業内容変更の場合：変更等承認申請書 (第2号様式)
	事業中止の場合：中止 (廃止) 承認申請書 (第3号様式)

※以下に掲げる軽微な変更については、承認は不要です。

- ・ 補助金額の20%以下の減額
- ・ 事業者の代表者変更や担当者変更等、事業の目的及び事業効果に影響を及ぼさないもの

※事業の中止 (廃止) 理由がやむを得ない事情によると認められる場合、既に行なった事業にかかった貸金について補助金を交付します。

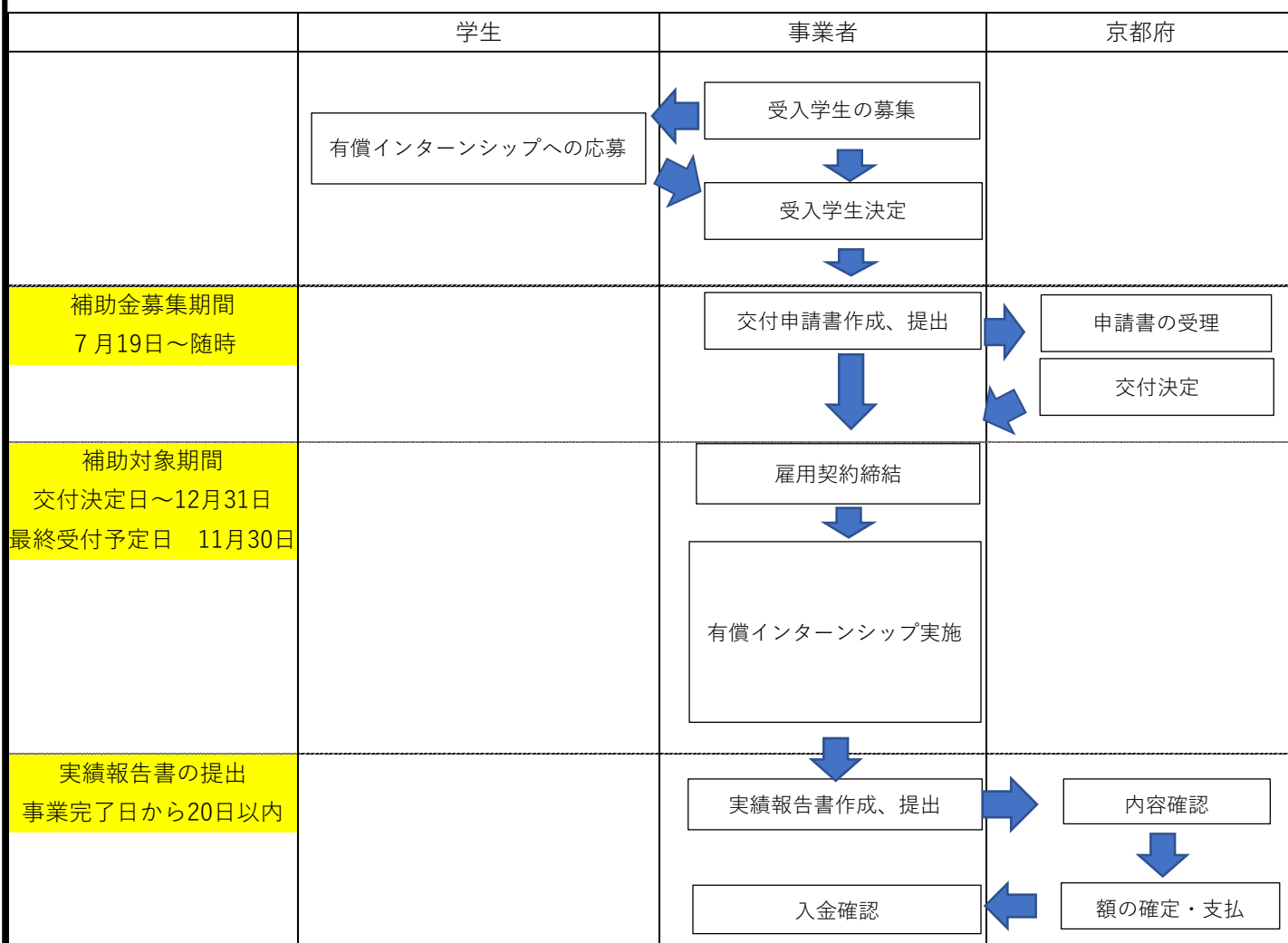
③ 実績報告時

	提出書類
作成書類	① 実績報告書 (第4号様式)
	② 事業実施報告書 (第4号様式 別紙1)
	③ 事業収支決算書 (第4号様式 別紙2)
添付資料	④ 事業に係る雇用契約書 (写し)
	⑤ 学生等の勤務実態が確認できるもの (出勤簿写し、賃金台帳写し等)
	⑥ 支出が確認できるもの (給与明細写し)

▶ 申請書は京都府ホームページからダウンロードできます。

https://www.pref.kyoto.lg.jp/cms8341/senshoku/news/densan_intern.html

(2) 手続きの流れ



※交付決定前に雇用契約を締結される場合は、申請時に事前着手届を提出ください。
 ただし、事前着手届を提出されても交付を保証するものではありません。

※交付申請前に、必ず事前相談ください。

(3) 審査内容について

以下の内容で審査を行い、予算の範囲内で決定します。

①就業内容

- ・後継者育成や学生等の職業観の醸成等に配慮されている伝統産業事業者等を優先します。
 (事業実施計画書内、「就業内容」等により確認します。)

②対象となる学生の勤務実態

- ・勤務日数及び1日あたりの勤務時間がより長い伝統産業事業者等を優先します。
 (事業実施計画書内、「就業期間」により確認します。)

③中長期有償インターンシップの受入数

- ・事業実施期間中により多くの学生等を受け入れた伝統産業事業者等を優先します。
 (事業実施計画書内、「受入予定数」により確認します)

問い合わせ先 及び 申請書類等の提出先
 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
 京都府商工労働観光部染織・工芸課 工芸係 (電話：075-414-4858)